

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月27日
【会社名】	株式会社ミツバ
【英訳名】	MITSUBA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長瀬 裕一
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	(0 2 7 7) 5 2 - 0 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武井 良明
【最寄りの連絡場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	(0 2 7 7) 5 2 - 0 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武井 良明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

(3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役として、日野 昇、長瀬裕一、高橋良和、三田賢一、阿久戸庸夫の5名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として小林幸治、三橋輝英、藤原 晃、葉山 孝、前原和弘の5名を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として松枝 幹を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600百万円以内とする。

また、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	380,350	527	2	(注) 1	可決 99.86
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）5名選任の件					
日野 昇	364,455	16,422	2		可決 95.69
長瀬 裕一	365,262	15,615	2		可決 95.90
高橋 良和	365,219	15,658	2		可決 95.89

三田 賢一	365,209	15,668	2	(注) 2	可決	95.89
阿久戸庸夫	365,209	15,668	2		可決	95.89
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件				(注) 2		
小林 幸治	373,243	7,634	2		可決	98.00
三橋 輝英	373,272	7,605	2		可決	98.00
藤原 晃	371,030	9,847	2		可決	97.41
葉山 孝	379,144	1,733	2		可決	99.54
前原 和弘	313,197	67,680	2		可決	82.23
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 3		
松枝 幹	373,712	7,165	2		可決	98.12
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	377,178	3,699	2		可決	99.03
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	380,541	331	2		可決	99.91

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。